

中小・小規模事業者の

キャッシュレス導入に 要する経費を支援します!



申請期間を延長しました!

1 補助金対象者

補助金の交付の目的となる中小・小規模事業者を経営する法人又は個人
※詳細な条件についてはホームページよりご確認ください。

2 補助金対象店舗(事業所)

補助金対象者が経営する店舗(事業所)であって、次のいずれにも該当するもの

1

鹿児島県内
にあること。

2

令和3年3月10日から令和4年
2月7日までの期間内に、
非接触型のキャッシュレス決済
サービスの加盟手続きが完了する
こと。

3

必要な端末等の代金支払いを令和3
年3月10日から令和4年2月7日ま
での期間内に完了し、
かつ同期間内に非接触型のキャッ
シュレス決済サービスの利用を
開始すること。

3 補助率・補助上限額

補助率: 4/5以内

補助上限額: 1事業者あたり上限10万円

※1事業者が複数店舗経営している場合、まとめて申請を行う必要があります。

補助対象経費の詳細は
裏面に記載しています

4 申請期間

延長しました

令和3年7月1日(木)から令和4年2月7日(月)まで(消印有効)

※上記期間内においても、補助金交付決定額が予算額に達する目処が立った時点で受付を締め切りますので、非接触型のキャッシュレス決済サービスを導入したら、速やかに申請してください。

5 申請書等の入手方法

鹿児島県庁ホームページ

本庁・出先(県庁商工政策課、各地域振興局・支庁総務企画課、各支庁事務所総務担当課(係))

6 申請書の送付方法

郵送のみ(簡易書留又はレターパック)

※申請は1事業者あたり1回までです。

問い合わせ
先

鹿児島県キャッシュレス導入支援事業事務局

コールセンター: 099-295-3888 (9:00~17:00/土日祝除く)

住所: 〒892-0821 鹿児島市名山町1-7 クリスタルビル3階

鹿児島県 キャッシュレス導入 補助金 検索

県庁HP



補助対象経費

非接触型のキャッシュレス決済サービスの導入にあたり必要となる初期費用として、次表に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）のうち、**令和3年3月10日から令和4年2月7日までの期間内に代金を支払ったもの。**

補助対象経費一覧

分野	コード	対象品目
①決済端末 ※非接触型の ・タッチ決済 ・電子マネー ・QRコード	101	・据置型端末(レジ周辺に据え置くもの) ・モバイル型端末(持ち運びできるもの) ・モバイル決済端末(有線・無線で汎用端末に接続して使用するもの)
	102	必要なソフトウェア
	103	設定費用
②レジスタ	201	レジスタ(本体) ※決済端末と接続して使用するもの ※キャッシュドローアを含む ※補助対象経費に算入できる上限額は1台あたり20,000円(税抜)
	202	必要なソフトウェア
	203	接続ケーブル ※決済端末との接続に使用するもの
	204	設定費用 ※決済端末との接続に必要な経費が対象であり、レジスタの基本的な設定(品目登録など)は対象外
③汎用端末	301	タブレットやスマートフォン等 ※決済サービスの加盟手続き完了日を起算日とする 前後30日以内に購入 ※専ら決済サービスのために使用するもの ※シリアルナンバー(識別番号)が記載された書類(写し)の提出が必要 ※1店舗につき1台限り ※補助対象経費に算入できる上限額は1台あたり34,800円(税抜)
④付属品	401	バーコードリーダー
	402	ディスプレイ(決済価格表示用)
	403	レシートプリンター
	404	SIMカード(決済端末の使用に必要な場合)
	405	設置に必要な金具等
⑤設置費	501	機器据付に必要な設置費用(据付・配線工事費)

次の経費は補助対象としない

中古品、個人輸入品、ネットワーク関係機器(ルータ、サーバ、無停電電源装置等)、通信費用(回線使用料等)、自社内部の取引・オークション・個人間取引による購入、外国通貨・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・小切手・手形での支払い、相殺による決済、その他鹿児島県が補助対象とすることが適当でないと判断した経費